実現するため 保険制度 となっても安心 度 は て暮らせる社会を

社会全体で介護を支える仕組みとし

平成 局齢者を支える制度と. 12年に始まりました。 してきましたが、 して着実に浸透

介護サー Ż 介護給付は増加傾向に ビス利用者の増 加 など、 あります。

要介護認定者数の増加

CH

予想され ひとり暮らし の高齢 認 知症 者が増えることも の高齢者

ま

社会全体で支える体制 家庭 局齢者が住み慣 護保険制度は3 で生きい きと暮らすことができるよう、 れた地 年に 域 1 度見直 されていますが

今後の取組みは次のとおりです。

ってい

く必要があります。

0

4

月から改正された主な内容と、

# 平成21年4月からの主な改正内容

要介護認定の方法を見直します

これまでどおり「要支援1~2、要介護1~5」の介護度は変わりませんが、要介護 認定に、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりやすい認定結果のばらつ きを減らすことを目的として、調査項目の内容が一部変更されました。

介護報酬を改定します

介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、介護報酬を改定(約3%増)します。 また、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑えるため、国費が充てられます。

## 高齢者の自立に向けた今後の取り組み

健康づくりと介護予防の推進

栄養・食生活の改善、運動、身体活動の習慣化と禁煙の推進などによる健康づくりは、 介護予防の基礎ともいえます。健康診査や健康相談、ぽかぽか教室などの介護予防教 室を通して、住民の生涯にわたる健康づくりを支えます。

社会参加と生きがいづくり

団塊の世代の引退により、介護を必要としない健康な高齢者の増加が一層見込まれ ます。高齢者が持っている能力を存分に発揮したり、生きがいを感じながら社会の中 で活動できる環境づくりも、これからますます重要になります。

高齢者が、社会活動や趣味、レクリエーション活動などへ気軽に参加できるよう、老 人クラブやおしどり学園の支援など、その人その人に合った生きがいづくりを啓発支 援していきます。

認知症高齢者の支援(認知ケア)の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して 日常生活を営むことができるようにするため、認知症についての正しい知識・情報の普 及や、昨年度に導入した認知症検査タッチパネルを使い、認知症の疑いがある人を早期 発見し、初期の段階から治療につなげていく体制づくりを目指します。

また、認知症高齢者の家族に対する支援も進めていきます。

# 介護保険料を見直します

平成21年度は介護保険料の見直しの年です。

見直しが必要な理由は

### 介護サービスなどの給付費の変化

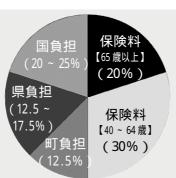
	平成 18 年度 ~ 平成 20 年度	平成 21 年度 ~ 平成 23 年度 (推計)
居宅サービス	584,635,690 円	720,865,434 円
施設サービス	856,610,398 円	957,236,592 円
その他	119,542,348 円	125,802,648 円
合 計	1,560,788,436 円	1,803,904,674 円

介護保険の財源

財源の割合は、公費が50%、 保険料が50%です。

このうち、65歳以上の人に 納めていただく保険料は20% になります。

また、介護保険サービスを 利用する人の自己負担額は1 割です。



成20年10月) 154人(平居宅サービス=142人(平 施設サービス= 【介護サービス利用者数】 数や利用量が増えてい に、サービスを利用する人の 介護保険制度の定着ととも 介護サービス利用の増加 99人 (平成20年19) - ビス=94人 (1 10 18 月 年 10 ます。

介護者の数が増えています。

高齢化に伴い、要支援・要 要支援・要介護者の増加

【要支援・要介護認定者数】

すると見込んでいます。

護認定者が318人に増加

282人 (平成20年10月) 273人 (平成18年10月)

平成23年には、

要支援・要

### 介護保険料の決め方

3年間の介護保険給付費等×負担割合(20%)=保険料必要額

保険料必要額÷3年=1年間に必要な保険料額

1年間に必要な保険料額: 65 才以上の被保険者数 = 基準額 (年額)

65歳以上の人の介護保険料は、市町村ごとに、町民 税の課税状況や所得に応じて決まります。平成 18 年 から 20 年までは、税制改正による激変緩和措置を行っ ていましたが、制度の廃止により、平成21年からは、 第4段階について軽減措置を新たに設けました。月額 基準額は5000円で、第3期(平成18~20年度)に比 べ 11.1%の上昇となります。

また、介護報酬の改定に伴う保険料の急激な上昇を 抑えるため、平成 21 年度の上昇分の全額、平成 22 年 度の上昇分の半額を国の財政措置により軽減します。

# 援センターを、 日野町の介護保険料

区分		所得区分	保険料率	介護保険料(年額)		
				21 年度	22 年度	23 年度
第 1 段階 世帯全員が町民税非課税世帯		基準額× 0.5	29,200円	29,600円	30,000円	
第 Z 段階 税年金収入額 + 6		世帯全員が町民税非課税世帯で、本人の課 税年金収入額 + 合計所得が 80 万円以下	<b>奉华額 × ∪.5</b>			
第3段階		世帯全員が町民税非課税世帯で、本人の課 税年金収入額 + 合計所得が80万円を超える	基準額× 0.75	43,800円	44,400円	45,000円
第 4 段階	軽減	世帯が町民税課税で、本人が町民税非 課税かつ本人の課税年金収入額 + 合計 所得が 80 万円以下		52,600円	53,300円	54,000円
	基準	世帯が町民税課税で、本人が町民税非 課税かつ本人の課税年金収入額 + 合計 所得が 80 万円を超える	基準額 x 1		59,200円	
第5段階		本人が町民税課税者で、合計所得が 200万円未満	基準額× 1.25	73,000円	74,000円	75,000円
		本人が町民税課税者で、合計所得が 200万円以上	基準額× 1.5	87,600円	88,800円	90,000円
基準額(月額)			4,862円	4,931 円	5,000円	

# 地域の介護支援専門員への支援・助言、

師を配置し、介護予防、 高齢者の権利擁護、 した生活を送ることができるよう、主任介護支援専門員・保健 局齢者の生活を総合的に支援 地域包括支援センター では、高齢者が住み慣れた地域で自立 介護の総合相談・支援や介護予防事業などを行う地域包括支 役場健康福祉課に設置しています。 高齢者やその家族に対する相談や支援 地域包括支援センター

詳しくはお尋ねください

役場健康福祉課(電話 72 0334) 町地域包括支援センター(電話 72 1852)

防給付のケアプランなどを作成しています。